

令和5年度	第 建15 号	工 事 (当 初) 仕 様 書		名張市上下水道部	
工 事 名	富貴ヶ丘ポンプ所盤内機器ほか更新工事				
施 行 場 所	名張市 富貴ヶ丘 地内				
設 計 金 額	当初設計金額	円	内 工事価格	円	
			内 消費税相当額	円	
			支給資材費	円	
			内 支給資材費	円	
			内 消費税相当額	円	
工 期	着 手 完 成	令和 年 月 日	(または着手日から) 日間	設計 令和 年 月 日	
		令和7年1月17日		設 計	検 算
工 事 の 概 要			起 工 理 由		
計器盤・ポンプ盤・電灯盤内機器更新・・・一式 自家発電設備点検整備・・・一式					

名張市全図

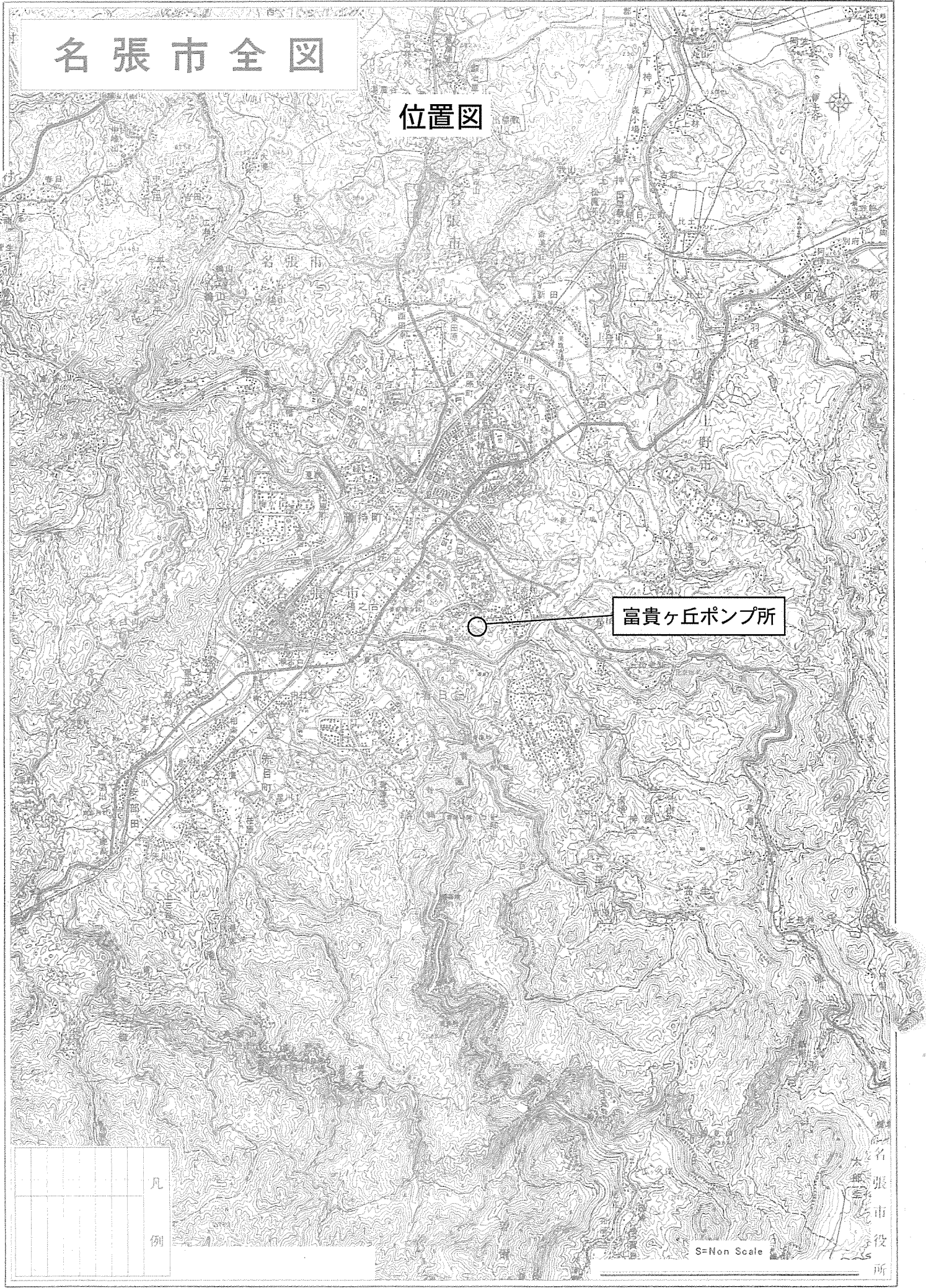
位置図

富貴ヶ丘ポンプ所

凡
例

S=Non Scale

名張市役所



富貴ヶ丘ポンプ所盤内機器ほか更新工事

特記仕様書

三重県名張市上下水道部

目 次

	ページ
第1章 総 則	1-1
第1節 一般事項	1-1
第2章 共通仕様	2-1
第1節 計装設備機器	2-1
第3章 電気計装機器更新工事	3-1
第1節 一般事項	3-1
第2節 機器仕様	3-1
第4章 試験および検査	4-1
第1節 一般事項	4-1
第2節 試験および検査	4-1
第5章 予 備 品	5-1
第1節 予 備 品	5-1

第1章 総 則

第1節 一般事項

第1条 適用範囲

- 1) 本特記仕様書は、名張市上下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「名張市長（水道事業）」という）が発注する「富貴ヶ丘ポンプ所盤内機器ほか更新工事」の施工に適用する。
- 2) 本特記仕様書は、「本工事」施工に関する特有な仕様事項を示すものであり、共通的なものは、名張市水道事業請負契約工事共通仕様書（以下「水道事業共通仕様書」という）によるものとし、その他の場合は国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）、電気設備技術基準、内線規程、水道工事標準仕様書及び三重県公共工事共通仕様書、その他諸関係規格による。
- 3) 契約書、設計図書及び本特記仕様書は、前項の共通仕様書及び技術基準に優先する。
- 4) 受注者は、本特記仕様書の内容は勿論のこと諸関係法規等を現場責任者に充分理解させ、監督員の指示に従って完全に施工すること。

第2条 一般事項

- 1) 受注者は着工に先立ち、実施工程表及び施工計画書を提出し、発注者の確認を得ること。
- 2) 製作図、製作仕様書、施工図、見本等は、事前に発注者の承諾を得ること。提出部数は監督員の指示によるものとする。
- 3) 施工計画書及び施工図は、すべての工種を総合的に表示計画すべきものであり、受注者は工程管理にあたり、常にすべての工種間の関連性を明確に確認できる図書を監督員に提出し、必要な指示承諾等を受けると共に、常に工事の進捗状況について注意し、予定の工事工程と実績を比較検討し、工事の円滑な進行をはからなければならない。
- 4) 受注者は、発注者が主催する工程会議に必ず出席するものとし、その都度議事録を作成し2部提出すること。
- 5) 工事に使用する材料は、事前に監督員の検査検収又は確認を得ること。
- 6) 工事写真撮影は、名張市水道事業工事記録写真撮影方針により1部提出のこと。
尚、必要に応じて提出部数を増やす場合があるので、ネガ等は整理しておくこと。
- 7) 工事用電力及び工事用水道の設備は、受注者の負担で関係法規に基づき施工しなければならない。
また、工事施工に必要な資材置場、残材捨場、現場事務所等は、受注者の負担により責任をもって措置すること。これに必要な電気、電話、用水等の費用は受注者の負担とする。
- 8) 工事施工に伴う資材、重機等の運搬車両の運行については、施工計画に基づくと共に、事前に監督員と協議し、使用する道路等の維持管理及び交通安全対策について必要な措

置を講じること。

- 9) 受注者は工事完了と同時に、各施設の竣工図書を作成し、監督員の承諾を得て完了届と同時に提出すること。なお、竣工図書は縮小版、運転操作説明書及び設備台帳を含むものとする。また、製本版とは別に電子データでも納品するものとし、電子データの内容は監督員との協議によるものとする。
- 10) 受注者は、本工事の設備台帳について設備台帳システムへの入力用データを作成すること。
- 11) 受注者は発注者の担当職員に対し運転操作説明を行うこと。その内容及び日程については監督員と協議し決定するものとする。
- 12) 本工事は、運用中の施設の更新及び改造工事が含まれることを認識し、本工事に伴い停電又は機器の停止が必要となる場合には、事前に監督員と協議を行い、日時及び作業内容を明確にして申請を行い、監督員の承諾を得ること。
なお、実施にあたっては監督員の立ち会いの上、安全を確認すると共に、既存施設の運用に支障を与えないようにすること。
- 13) 本工事は運用中の施設内での工事であることを関係者に十分認識させ、衛生管理には最大限の注意を払うとともに、水道法第21条により入場者の健康診断結果等の提出については監督員の指示によるものとする。
- 14) 本工事の設計施工については、運転維持管理および将来の電気設備および機械設備の更新実施に支障が生じないよう十分考慮するとともに、仕様図書に明記なき事項であっても、施工上又は技術上、或いは安全上必要と認められるものは受注者の責任において適切に設計施工すること。
- 15) 発注者は、受注者の同意を得て当該工事に関わる部分使用ができるものとする。なお、受注者は、発注者が部分使用を行う場合には、中間検査又は監督員による品質および出来高等の確認を行うものとする。
- 16) 本工事は供用されている水道施設での工事であり、水道水供給の安全性を期するため、夏期等の水需要増大時期においては長時間の設備停止を避ける必要から、現場作業を制限する場合があるものとする。
- 17) 設計内容の変更に伴う変更請負契約金額の算出は、発注者の算出した変更請負工事費に、当初請負契約金額と当初請負工事費との比較を乗じたものとする。
- 18) 本工事には、産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が本年度に課税対象になった場合には、翌年度の4月1日から7月31日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納税証明書を添付して、当該工事発注者に対して支払請求を行うことができる。
- 19) 受注者は下請負に付する場合は、所定の様式により部分下請負通知書を監督員に提出すること。
- 20) 受注者は、請負契約金額が500万円以上の工事について、実績情報システム（CORINS）に基づき、工事实績情報として「工事カルテ」を作成し監督員の確認を受けたうえ、期

日内に登録機関に登録申請をしなければならない。

又、（一財）日本建設情報総合センター発行の「工事カルテ受領書」が届いた場合は、その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。

21) 主任技術者又は監理技術者は、本工事の遂行に必要なかつ十分な技術的専門知識と経験を有し、過去に本工事と同種工事の主任技術者又は監理技術者としての実務経験を有する者とする。

22) 主任技術者又は監理技術者は、現場工事期間中は当該工事現場にて業務を行うものとし、その職務を適正に遂行しなければならない。

なお、主任技術者又は監理技術者は、適切な施工体制を確保するとともに、その体制について発注者の承諾を得た場合には短期間当該工事現場を離れることを認める。

23) 監理技術者については、機器製作期間及び現場工事期間について個々に登録する事もしくは途中変更を認める。

なお、監理技術者の交代時期については、監督員に文書で報告する事。

24) 各施設・設備の工事完了後には、試運転を実施するものとし、新設機器の性能および機能が十分に発揮できるよう入念な試験調整を行うこと。

第3条 提出書類

本工事について、受注者は下記の工事関係書類を提出すること。

なお、これらに要する費用は、すべて受注者の負担とする。

- 1) 現場代理人等通知書
- 2) 工事工程表
- 3) 工事施工計画書
- 4) 承諾図

契約後、すみやかに担当技術者を派遣し、本仕様書および設計書に基づき、設計製作に関し、詳細なる打合せ及び現地調査を行い、承諾図の作成をして監督員の承諾を得ること。

- (1) 設計計算書
- (2) 各機器外形図、性能図、詳細図
- (3) 単線結線図
- (4) 三線結線図および接続図
- (5) 各機器外形図、詳細図および結線図
- (6) 運転操作・監視等を明示した図書
- (7) 機器基礎図
- (8) 配置図、詳細図
- (9) 施工図、詳細図
- (10) その他監督員が指示するもの

5) 竣工図

工事完了後、下記の焼付図面およびその他の図書を提出すること。提出部数は、監督員の指示による。

なお、竣工図は製本版の他に電子データを提出するものとし、電子データの形式及び内容等については監督員と協議の上決定するものとする。

- (1) 各機器外形図、性能図、詳細図
- (2) 単線結線図
- (3) 三線結線図、接続図及び結線図
- (4) 運転操作・監視等を明示した図書
- (5) 機器基礎図
- (6) 配置図、詳細図
- (7) 施工図、詳細図
- (8) 設備維持管理に必要な運転操作説明図書
- (9) 各種機器試験成績表
- (10) 各種機器取扱説明書
- (11) 設計計算書
- (12) 接地抵抗測定表
- (13) 各回路の絶縁抵抗試験成績表
- (14) 工事進捗写真
- (15) 竣工写真
- (16) 設備台帳
- (17) 工事日報（主要な使用材料、出来形記録等）
- (18) その他、監督員が指示する図面および書類

6) その他必要な図書

監督員が指示する図書類など

第4条 有資格者の配置

本工事施工上必要に応じ、有資格者を定め書面により発注者に通知しなければならない。

第5条 変更の範囲

本工事施工上必要があれば、実施工事図を提出して、監督員の承諾を得て変更することができる。

第6条 疑義の解釈

設計図の事項について疑義を生じた場合の解釈は、監督員の指示に従わなければならない。

第7条 法令等の適用

受注者は、仕様書に記載する各種工事を下記の関係法令に従い施工しなければならない。

- (1) 水道法
- (2) 電気事業法
- (3) 電気設備技術基準
- (4) 電気用品安全法
- (5) 建築基準法
- (6) 消防法
- (7) 電気通信事業法
- (8) 労働安全衛生法
- (9) その他関連法令・条例

第8条 準拠規格

受注者は、本仕様書に記載する各種工事を下記の関係規格に従い施工しなければならない。

- (1) 日本産業規格（JIS）
- (2) 電気学会電気規格調査会標準規格（JEC）
- (3) 日本電機工業会規格（JEM）
- (4) 内線規程
- (5) 電力会社供給規程
- (6) 日本電線工業会規格（JCS）
- (7) 日本照明器具工業会規格（JIL）
- (8) 電子情報技術産業協会規格（JEITA）
- (9) 日本水道協会規格（JWWA）
- (10) 水道施設設計指針（日本水道協会）
- (11) 水道維持管理指針（日本水道協会）
- (12) その他関係規格・仕様

第9条 諸官庁等への手続き

受注者は、関係諸官庁、電力会社、NTT等に対する必要な一切の手続きを行うとともに、常に密接な連絡を保ち設備使用開始に支障のないようにしなければならない。なお、これに必要な費用は受注者の負担とする。

第10条 保証期間

本工事完了後の瑕疵担保責任の存続期間は2年とし、当該施設に瑕疵があった場合には受注者の責任において措置すること。

第11条 工事施工

工事施工および試運転に必要な水道光熱、電力および電話等は受注者の負担とする。
なお、それぞれの入手方法、施工方法などは監督員と協議すること。

第12条 試験および検査

本工事に関する試験および検査は、下記のものを行うものとし、事前に検査実施願い書を監督員に提出すること。

- (1) 製品（工場）検査
- (2) 現地検査・試験

第13条 完成期限

本工事の工期は契約締結の日から令和7年1月17日までとし、試運転調整を行い引き渡すものとする。

第14条 設計変更

工事発注後、将来の水需要予測に基づき本工事の機器仕様、能力及び台数等を変更することが考えられるため、十分に監督員と協議を行うこと。

第15条 予備品・付属品

予備品・付属品の項目及び数量については本仕様書に記載の内容を満足させるとともに、消耗品や維持管理上必要と思われるものを含め、監督員と協議の上最終的に決定するものとする。

なお、消耗品については最低限1年分もしくは1回分の数量を満たすものとし、日常の維持管理等に支障が無いように提案を行い、十分監督員と協議を行い決定すること。

第2章 共通仕様

第1節 計装設備機器

第1条 一般事項

- 1) 計器、変換器、発信器等は電子式を原則とし、信号はDC4～20mA、またはDC1～5Vの統一直流信号とする。
- 2) 表示計器、変換器、検出器等は保守点検が容易であり、使用機器、部品は互換性を有すること。
- 3) 現場取付の計器は、防蝕、防水または防滴を考慮し、湿潤なところに設置しても支障のおこらないものとする。
- 4) 電源は、原則としてAC100V, 60HzまたはDC24Vとする。

第2条 機器一般仕様

各機器は、特記するものの他は下記の仕様とし、必要に応じて各種の機能を付加できるものとする。

1) 受信計器

(1) 指示計

形 式：可動コイル式

形 状：縦形又は広角度形

精 度：±1.5%

取付方式：パネル取付

(2) ディストリビュータ

入力信号：DC4～20mA

出力信号：DC1～5V, DC4～20mA

精 度：±0.1%

取付方式：ラック取付

(3) 警報設定器

入力信号：DC4～20mA又はDC1～5V

出力信号：警報接点2点以上

精 度：±0.5%フルスケール

電 源：DC24V又はAC100V

取付方式：ラック取付

(4) アイソレータ

入力信号：DC4～20mA , DC1～5V

出力信号：DC1～5V, DC4～20mA

精 度：±0.1%

電 源：DC24V又はAC100V

取付方式：ラック取付

(5) 避雷器

用 途：計装ループ信号用

取付方法：パネル取付，パイプスタンド取付
発信器，ディストリビュータ内蔵可

第3章 電気計装機器更新工事

第1節 一般事項

第1条 概要

本工事は、富貴ヶ丘ポンプ所の盤内機器更新及び自家発電設備の消耗部品交換を行うものであり、これに必要な設備機器の調査設計、製作、機能増設ならびに据付・配線工事一式を施工し、既設設備との総合動作試験を行うものとする。なお、更新・試験に際しては既設機器設置業者へ聞き取り等を十分に行い、既設機器との責任分界点を監督員に提示して確認をうける事。また試験実施時は受注者の費用負担により、既設メーカー技術員立ち合いの元で、今回対象盤から既設設備まで一気通貫で動作試験を行う事。

第2条 工事範囲

本工事の工事範囲は下記のとおりとする。

- 1) 第2節に記載の機器・システムの設計・製作
- 2) 既設機器の撤去ならびに上記機器・システムの据付・配線工事
- 3) 計装機器は機器の更新を行い、配線・配管等は既設流用する
- 4) 絶縁抵抗の測定により施設運用の支障とならない事を確認する
- 5) その他上記に伴う諸工事および試験調整工事

第2節 機器仕様

1. 機器構成

本設備の機器構成は次のとおりとする。

- | | | |
|-------------|----------------|-----|
| 1) 富貴ヶ丘ポンプ所 | 計器盤交換機器 | 1 式 |
| 2) 富貴ヶ丘ポンプ所 | ポンプ盤交換機器 | 1 式 |
| 3) 富貴ヶ丘ポンプ所 | 電灯盤交換機器 | 1 式 |
| 4) 富貴ヶ丘ポンプ所 | 自家発電設備消耗部品交換整備 | 1 式 |

2. 機器仕様

- | | | |
|----------------------------|---------------------|-----|
| 1) 富貴ヶ丘ポンプ所 | 計器盤交換機器 | |
| (1) 数量 | 1 式 | |
| (2) 機能増設内容 | 盤内および盤面の主要機器の交換を行う。 | |
| (3) 既設盤メーカー | 富士電機製 | |
| (4) 盤内機器詳細 | | |
| (1) 配線用遮断器 (BW32SAG-2P005) | | 3 個 |
| (2) 配線用遮断器 (BW32SAG-2P010) | | 2 個 |

(3) 配線用遮断器 (CP30FM-2P005)	2 個
(4) 制御リレー (HH54PW-FL DC24V)	9 個
(5) 制御リレー (HH23PW-L DC24V)	4 個
(6) アレスタ (AR-PS/D)	2 個
(7) アレスタ (MDP-24-1/A33)	2 個
(8) アレスタ (回線) (MDP-FT/A33)	1 個
(9) アレスタ (電源) (MA-100)	1 個
(10) 温度調節器 (E5L-A 0-50+PTF14A)	1 個
(11) フリッカリレー (JH13PN-DC24V)	1 個
(12) 警報設定器 (M2EAXV-5R)	1 個
(13) タイマ (MS4SA-CE + TP48X)	6 個
(14) 電源分配器 (PWF100A4)	1 個
(15) 電源分配器 (PWF100D4)	1 個
(16) AC軸流ファン (R87F-A1A15HP)	1 個
(17) システム電源 (RPXJ3131)	1 個
(18) フリッカリレー (RV1-Z DC24V)	6 個
(19) パワーサプライ (S8VS-12024)	1 個
(20) 補助継電器 (SH-4/G コイルDC24V 2a2b)	3 個
(21) ディストリビュータ (2出力) (W2DY-2466-R2/N)	1 個
(22) アイソレータ (2出力) (W2YV-A66-R2)	1 個
(23) 積算計 (471A-09-9-X-X-X-DN)	1 個
(24) 指示計 (48NDV-0R6-R/F)	1 個
(25) 指示計 (48NDV-2R6-R/F)	1 個
(26) 配線材料等	1 式

(※) 既設端子台は既設を使用とします。

2) 富貴ヶ丘ポンプ所 ポンプ盤交換機器

(1) 数 量	1 式
(2) 機能増設内容	盤内および盤面の主要機器の交換を行う。
(3) 既設盤メーカー	富士電機製
(4) 盤内機器詳細	
(1) 配線用遮断器 (BW250JAG-3P150)	2 個
(2) 配線用遮断器 (BW32SAG-2P010)	4 個
(3) 配線用遮断器 (BW32SAG-2P030)	2 個
(4) 配線用遮断器 (BW50SAG-2P020)	1 個
(5) 配線用遮断器 (BW50SAG-3P050)	2 個
(6) フロートレスリレー (61F-LS-CP11-NRA)	3 個

(7) アナンシェータ (ADA1PA AC100V)	1 4 個
(8) 照光押しボタンスイッチ (AR30G3L-22H3W)	3 個
(9) コンデンサ (BY201750TC1)	3 個
(10)変流器 (CC3L1-1205)	3 個
(11)変流器 (CC3L1-1505)	1 個
(12)変圧器 (CU1F-3K-B2010)	1 個
(13)表示灯 (DR22D0L-H3G)	3 個
(14)表示灯 (DR22D0L-H3R)	3 個
(15)漏電遮断器 (EW50SAG-3P050K)	3 個
(16)運転時間計 (H7ET-NFV)	3 個
(17)制御リレー (HH23PW-L AC100V)	4 6 個
(18)制御リレー (HH23PW-L AC200V)	2 個
(19)制御リレー (HH23PW-L DC24V)	3 個
(20)フリッカリレー (JH13PN-AC100/110V)	1 個
(21)タイマ (MS4SA-AP + TP48X)	6 個
(22)タイマ (MS4SA-CE + TP48X)	4 個
(23)保安器 (信号用) (S200形)	3 個
(24)電磁接触器 (SC-0 コイルAC200V 2a2b)	2 個
(25)電磁接触器 (SC-N2 コイルAC100V 2a2b)	3 個
(26)2Eリレー (SE-K2N/SET-3A/SE-F7AD)	3 個
(27)広角度指示計 (WM8NAR3-A42150YASY)	1 個
(28)広角度指示計 (WM8NAR3-A4640YYASR)	3 個
(29)広角度指示計 (WM8NVR3-VRX300YVSY)	1 個

(※) 既設端子台は既設を使用とします。

3) 富貴ヶ丘ポンプ所 電灯盤交換機器

- | | | |
|-----------------------------|---------------------|-----|
| (1) 数 量 | 1 式 | |
| (2) 機能増設内容 | 盤内および盤面の主要機器の交換を行う。 | |
| (3) 既設盤メーカー | 富士電機製 | |
| (4) 盤内機器詳細 | | |
| (1) 配線用遮断器 (BW100EAG-3P075) | | 2 個 |
| (2) 配線用遮断器 (BW32SAG-2P010) | | 3 個 |
| (3) 配線用遮断器 (BW50SAG-2P020) | | 3 個 |
| (4) 配線用遮断器 (BW50SAG-2P050) | | 1 個 |
| (5) 配線用遮断器 (BW50SAG-3P015) | | 3 個 |
| (6) 配線用遮断器 (BW50SAG-3P020) | | 2 個 |
| (7) 配線用遮断器 (BW50SAG-3P030) | | 3 個 |

(8) フロートレスリレー (61F-LS-CP11-NRA)	4 個
(9) 電源切替器 (61W2-3FD-A2)	1 個
(10)電源切替器 (62W2-3FD-A2)	1 個
(11)アナンシェータ (ADA1PA AC100V)	6 個
(12)コンデンサ (BY201150TC1)	1 個
(13)コンデンサ (BY201200TC1)	1 個
(14)コンデンサ (BY201300TC1)	3 個
(15)変流器 (CC3L1-1005)	1 個
(16)表示灯 (DR22D0L-H3G)	5 個
(17)表示灯 (DR22D0L-H3R)	5 個
(18)表示灯 (DR22D0L-M3R)	4 個
(19)漏電遮断器 (EW50SAG-3P015K)	2 個
(20)制御リレー (HH22PW-R AC100V)	3 個
(21)制御リレー (HH23PW-L AC100V)	5 9 個
(22)制御リレー (HH23PW-L AC200V)	2 個
(23)タイマ (MS4SA-AP + TP48X)	5 個
(24)保安器 (信号用) (S100形)	2 個
(25)保安器 (信号用) (S200形)	1 個
(26)電磁接触器 (SC-0 コイルAC200V 2a2b)	2 個
(27)電磁接触器 (SC-03 コイルAC100V 2a2b)	5 個
(28)補助継電器 (SH-4 コイルAC100V 2a2b)	2 個
(29)サーマル (TR-0NH 1.7~2.6A(0.4kW))	1 個
(30)サーマル (TR-0NH 2.8~4.2A(0.75kW))	1 個
(31)サーマル (TR-0NH 5~8A(1.5kW))	3 個
(32)広角度指示計 (WM8NAR3-A4250YYASY)	1 個
(33)広角度指示計 (WM8NVR3-VRX300YVSY)	1 個

(※) 既設端子台は既設を使用とします。

4) 富貴ヶ丘ポンプ所 自家発電設備消耗部品交換整備

(1) 数 量 1 式

(2) 整備内容

- ・エレメント及び油脂類交換
- ・出力回路、電力回路及び制御回路の点検・発電機及びディーゼル機関の点検
- ・補機の点検
- ・保安装置の試験
- ・蓄電池及び充電装置の点検・起動試験及び起動シーケンス試験

・その他必要な点検整備

(3) 機器仕様

形 式 SPG 45A

交流発電機 出力：40kVA

電圧：210V

周波数：60Hz

ディーゼル機関 出力：60PS

回転数：3600rpm

装置構成 発電機1台、ディーゼル機関1台、制御盤(主回路制御装置、自動始動装置、バッテリー充電装置)1式、バッテリー1式、換気フレキシブル管1式、換気扇1式、燃料タンク1基、冷却水タンク1基、排気消音器1式

製造年月 1983年3月

製造者 富士電機製造株式会社

(4) 交換部品詳細

(1) エンジンオイル	80
(2) オイルフィルター	1 個
(3) 燃料フィルター	1 個
(4) 雑材・消耗部品	1 式

3. 撤去機器

1) 富貴ヶ丘ポンプ所	計器盤交換機器交換対象主要機器	1 式
2) 富貴ヶ丘ポンプ所	ポンプ盤交換機器交換対象主要機器	1 式
3) 富貴ヶ丘ポンプ所	電灯盤交換機器交換対象主要機器	1 式
4) 富貴ヶ丘ポンプ所	自家発電設備消耗部品	1 式

第4章 試験および検査

第1節 一般事項

1. 検査の種類

試験および検査は、工場検査、現地検査の2種類とする。

2. 検査体制

検査に必要な材料、試験装置一切および人員を整え、試験および検査が迅速かつ円滑に実施できるよう、必要な体制を整えること。

3. 費用の負担

試験および検査に要する一切の費用は、当市職員の派遣費用を除き、受注者の負担とする。

第2節 試験および検査

第1条 工場検査

1. 本工事で設備する機械器具が製作完了した際、工場等で立合検査を行う。

2. 検査項目は、次のとおりである。

- 1) 外観検査
- 2) 構造検査
- 3) 保護、動作検査
- 4) その他必要とする試験および検査

なお、具体的な試験および検査項目については、日本産業規格および電気学会電気規格調査会標準規格等に準拠した試験項目とし、その都度、協議するものとする。

ただし、工場検査を行わないものについては、試験成績表の承認をもってこれに代えるものとする。

第2条 現地検査

1. 器具および材料の検査

本工事に使用する器具材料は、現地搬入の都度、必要に応じて検査を受けるものとする。

2. 中間検査

本工事施工において指定の工程に達した時、ならびに現場据付および配線工事が完了した時、次の試験および検査を受けるものとする。

- 1) 関係法令、規格等に抵触する個所の有無
- 2) 承認図書との相違の有無

- 3) 材料および機器の取付数, 取付位置および取付方法の良否
- 4) 保守上、支障を生ずる恐れのある個所の有無
- 5) 導通試験
- 6) 接地抵抗測定
- 7) 絶縁試験 絶縁抵抗測定, 絶縁耐力試験
- 8) 動作試験
- 9) その他必要とする試験

3. 竣工検査

工事対象物の引き渡しをする際の検査であって、指示する検査項目について行うものとする。

第5章 予備品

第1節 予備品

1. 今回工事の対象機器の予備品として下記のを納品すること。
 - (1) 各種リレー、タイマー類 実装数の10%
 - (2) 表示灯グローブ（監視式スイッチ） 実装数の10%
 - (3) ランプ 実装数の10%
 - (4) 各種ヒューズ類 実装数の100%
 - (5) 換気フィルタ類 実装数の100%

設計内訳書

工事名	富貴ヶ丘ポンプ所盤内機器ほか更新工事	当 初	事業区分 電気設備工			主たる工種		
			工事区分	数量	単価	金額	数量増減	金額増減
	電気設備工(機器費)	式	1					
	機器費	式	1					
	機器費	式	1					
		式	1					
		式	1					内-1号
	機器費	式	1					
	電気設備工(直接工事費)	式	1					
	労務費	式	1					
		式	1					
		式	1					内-2号
	直接工事費	式	1					
	共通仮設費	式	1					

設計内訳書

工事名	富貴ヶ丘ポンプ所盤内機器ほか更新工事	当 初	事業区分		主たる工種			
			電気設備工	工事区分	施工地域			
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
共通仮設費（率計上）		式	1					
純工事費		式	1					
現場管理費		式	1					
据付間接費		式	1					
据付（機器）間接費		式	1					
据付工事原価		式	1					
設計技術費		式	1					
工事原価		式	1					
一般管理費等		式	1					
工事価格		式	1					
消費税相当額		式	1					
工事費計		式	1					

一式当たり内訳書

第1号内訳書							単価適用年月日	令和 5年12月 1日
							歩掛適用年月日	令和 5年12月 1日
						労務調整-超過-規制	1.000-00000020	
名称	規格/条件	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
計器盤 (7G-1盤内整備、T M継続使用)		式	1					
ポンプ盤 (7G-2盤内整備)		式	1					
電灯盤 (7G-3盤内整備)		式	1					
自家発電装置 (消耗部品交 換整備)		式	1					
合 計								

一式当たり内訳書

第2号内訳書							単価適用年月日	令和 5年12月 1日	
							歩掛適用年月日	令和 5年12月 1日	
名称		規格/条件	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
電気通信技術者			人						
合 計									